

「ボイラー及び圧力容器安全規則(改訂第13版)」における改正省令該当箇所

令和5年12月18日ならびに12月21日施行にて、下記のとおり改訂されました。

頁	改正前	改正後
4 上段	(伝熱面積) 第二条 四 電気ボイラー 電力設備容量 <u>二十キロワット</u> を一平方メートルとみなしてその最大電力設備容量を換算した面積	(伝熱面積) 第二条 四 電気ボイラー 電力設備容量 <u>六十キロワット</u> を一平方メートルとみなしてその最大電力設備容量を換算した面積 施行日:2023年12月18日
60 上段	(第一種圧力容器取扱作業主任者の選任) 第六十二条(略) 2 事業者は、前項の規定にかかわらず、令第六条第十七号の作業で、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)又はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の適用を受ける第一種圧力容器に係るものについては、特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許を受けた者(当該作業のうち化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業については、第百十九条第一項第二号又は第三号に掲げる者で特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許を受けた者に限る。)のうちから、第一種圧力容器取扱作業主任者を選任することができる。	(第一種圧力容器取扱作業主任者の選任) 第六十二条(略) 2 事業者は、前項の規定にかかわらず、令第六条第十七号の作業で、 <u>自動車用燃料装置(圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然化ガスを燃料とする自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車(同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。))の燃料装置のうち同法第四十一条第一項の技術基準に適合するものをいう。第二百五条において同じ。))</u> に用いられる第一種圧力容器及び電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)又はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の適用を受ける第一種圧力容器に係るものについては、特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許を受けた者(当該作業のうち化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業については、第百十九条第一項第二号又は第三号に掲げる者で特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許を受けた者に限る。)のうちから、第一種圧力容器取扱作業主任者を選任することができる。 施行日:2023年12月21日

頁	改正前	改正後
120 上段	<p>(適用除外)</p> <p>第二百五十五条</p> <p>次の各号に掲げるボイラー、第一種圧力容器又は第二種圧力容器については、当該各号に掲げるこの省令の規定は、適用しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 高圧ガス保安法の適用を受ける第一種圧力容器又は第二種圧力容器 第四十九条から第五十四条まで、第五十六条から第六十条まで、第六十四条、第六十七条、第六十八条、第七十二条から第八十四条まで、第八十八条、第八十九条、第九十条の二、第九十四条及び第九十五条</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第二百五十五条</p> <p>次の各号に掲げるボイラー、第一種圧力容器又は第二種圧力容器については、当該各号に掲げるこの省令の規定は、適用しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>自動車用燃料装置に用いられる</u>第一種圧力容器又は第二種圧力容器及び高圧ガス保安法の適用を受ける第一種圧力容器又は第二種圧力容器 第四十九条から第五十四条まで、第五十六条から第六十条まで、第六十四条、第六十七条、第六十八条、第七十二条から第八十四条まで、第八十八条、第八十九条、第九十条の二、第九十四条及び第九十五条</p> <p>施行日:2023年12月21日</p>